

宍議第 514-1 号
令和 8 年 1 月 20 日

宍粟市長 福 元 晶 三 様

宍粟市議会議長 浅 田 雅 昭

宍粟市 DV 防止・被害者等支援基本計画（案）に対する
議会意見について

標記のことについて、宍粟市議会基本条例第 11 条第 2 項の規定により、別紙のとおり意見を提出します。

【宍粟市 DV 防止・被害者等支援基本計画（案）に対する議会意見】

第1章及び、第3章

- ・全体を通して

(意見)

基本理念は示されているが、何を成し遂げるかという目的が示されていない。例えば、「DVの未然防止と被害者等支援体制の強化を図るため、本計画を策定する」といった計画の存在理由・必要性を説明する部分を記載することで、計画の意図がより明確になると考える。

- ・【P8～9_兵庫県におけるDV相談件数と〈宍粟市におけるDV相談の現状（推移）〉】

(意見)

まず、このようなことが実際に起こっているという事実を知らせることが重要だと考えるため、この部分を計画書の前面に記載し、次にDVとは何かを丁寧に説明することで、行政と市民の認識共有に資すると考える。

第2章～第3章

- ・**4**第3次DV防止計画（R3～R7年度）の取組と課題

【P21～23_基本目標（Ⅰ）～（Ⅲ）】

(意見)

基本施策24項目主な取組に対する検証がなされていない。検証の結果、どのようなものであったかを記載することが必要であると考え。

検証により問題点を明確にして課題を抽出し、対策を練り上げたうえで、第4次DV防止等計画を作成することが望ましいと考える。

第3章

(意見)

第3次DV防止計画では3項目であった基本目標が、第4次DV防止等計画では5項目になった理由を説明することが望ましいと考える。

第4章

- ・P26の「具体的な取組内容」

市公式サイトや広報紙、しそチャンネルなどあらゆる媒体を活用して啓発を充実させ、市民一人ひとりがDV等暴力防止に向けての意識を正しく認識できるように継続して啓発活動を実施します。

(意見)

「継続して啓発活動を実施する」内容を具体的に示す必要があると考える。

EX)市公式サイトトップ画面に「DVとは」を〇〇月中掲載する/広報誌に年間〇回掲載する。

(P28)

- ・基本目標Ⅱ「相談体制の充実」、基本施策⑤「相談窓口の周知」相談窓口の広報や啓発活動(意見)

その相談の入口は電話や、窓口の対応となるのか。

今までアンケート結果で「どこのだれにも相談しなかった」という割合が45%となっており、相談しなかった理由が25.9%（前回より11.6増加している）。

今までのやり方では、同様のことが結果となってしまう恐れがあるため、その周知も方法も検討し直す必要がある。例えば、幅広い世代に利用されているLINE等やSNSを利用しての発信。また相談受付も、ハードルを下げるためにLINEなどのデジタル活用も検討が必要であるとする。

背景資料：

- ・14ページの「DVを受けた際の相談先」
- ・15ページ「DVを相談しなかった理由」
- ・28ページ「市における普及啓発の推進」

(P28)

- ・基本目標Ⅱ「相談体制の充実」、基本施策⑥「相談員の資質向上と支援機能の充実」の「配偶者暴力相談支援センター」について

(意見)

「検討します」とあるが、具体的にどの程度の検討を行うのか。DV被害は生命に関わる緊急性を伴うものであり、そのセンター設置を5年間検討し続けるでは、被害者からしても不安しかない。現状と、体制を鑑みながら設置を行う方向で検討し、その設置のための具体的な工程を策定するとしてはどうか。

背景資料

- ・6ページ「計画の期間」
- ・7ページ「国の動き」
- ・28ページ「具体的な取組内容⑥」

(P34)

- ・「具体的な取組内容」

庁内関係部署による宍粟市DV対策等庁内調整会議を開催し、当事者の保護及び支援の検討や、ケースに応じた自立支援策の効果的な推進に必要な連絡調整を行うとともに、DV防止等計画の進捗状況や検証を行いながら庁内の支援体制を確立します。

(意見)

「庁内関係部署による宍粟市DV対策等庁内調整会議を開催」を具体的に示す必要があると考える。

EX)年間〇回、庁内関係部署による宍粟市DV対策等庁内調整会議を開催する。

第5章

(P36)

・ **2** 計画の進行管理

PDCA サイクルによりこの計画に定める施策の点検・評価・改善を行います。

(意見)

PDCA サイクルを、年1回、基本施策ごとに行うことを明記し、計画の進捗状況を確認しながら実効性を高めることが望ましいと考える。